

○ **お申し込みのご案内** ※必ず旅行取引条件説明書（全文）をお受け取りおよび事前にご確認のうえ、お申し込みください

- 募集型企画旅行契約**
この旅行は、東京パワーテクノロジー株式会社（以下「当社」という。）が企画・実施する旅行です。
- 旅行のお申し込み及び契約成立時期**
（１）申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
（２）電話・郵送・ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して、当社が定めた期間内に申込書と旅行代金の支払いをしていただきます。
（３）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
- 旅行代金のお支払い**
旅行代金は、別途「お振り込みのご案内」を郵送いたしますので、当社の定める期日までにお支払いください。旅行代金、取消料、または違約料の一部として取り扱います。
- 旅行内容の変更**
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
- 旅行代金の変更**
前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額分だけ旅行代金を変更します。
- 取消料**
（１）旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
◆旅行契約の解除 ◆取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
① 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目） 無料
② 20日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあっては10日目） ③～⑥を除く 旅行代金の 20%
③ 7日目にあたる日以降の解除 ④～⑥を除く 旅行代金の 30%
④ 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の 40%
⑤ 当日旅行開始前の解除 旅行代金の 50%
⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%
（２）お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
① 契約内容の重要な変更が行われたとき
② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
③ 天災地変、戦乱等の事由が生じた 場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
④ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
- 当社による旅行契約の解除及び履行中止**
（１）お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
（２）次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
（３）お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
（４）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
（５）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
（６）お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前（日帰り旅行は 3日目にあたる日より前）に旅行中止の通知をいたします。
（７）天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- 旅行代金に含まれるもの**
旅行日程表に明示した宿泊費、食事代、保険料、その他諸経費、旅行業務取扱料金および消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）
- 添乗員等**
（１）添乗員は同行いたしません
（２）添乗員が同行しない区間及び現地案内人が業務を行わない区間において、悪天候等による旅行代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様自身で行っていただきます。
- 個人情報の取り扱いについて**
当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の情報は厳重に管理し、当社業務以外に使用することはありません。
11. その他詳細については係の者にお尋ねください

『尾瀬国立公園体験型サステナブルツアー 尾瀬・戸倉の森自然体験プログラムツアー』参加お申し込みFAX用紙

お申し込み日程	★ご出発日をご記入ください		★P2 A～Fより1つ選びご記入ください		★P3 ①～⑩より1つ選びご記入ください	
	月	日()	ご希望の体験〔 〕		宿泊施設〔 〕・希望なし	
お名前	ふりがな		性別	TEL	-	-
	歳	男・女	連絡先			
TEL	-	-	備考	-	-	-
携帯	-	-				
メールアドレス	ふりがな		性別	TEL	-	-
ご同行者名①	ふりがな		性別	TEL	-	-
	歳	男・女	備考			
ご同行者名②	ふりがな		性別	TEL	-	-
	歳	男・女	備考			
ご同行者名③	ふりがな		性別	TEL	-	-
	歳	男・女	備考			
合計参加人数	男	名	女	名	小	名
	合計 :				名	

この事業は環境省「令和2年度（補正予算） 国立・国定公園での滞在型ツアー推進事業」として実施いたします

もっと、知りたくなる、
また、来たくなる、
きっと、尾瀬が好きになる



～80組さま限定～
8月25日(水)～10月30日(土) 毎日出発

1日目
尾瀬の麓
戸倉の森で
自然体験

2日目
尾瀬ヶ原
日帰り散策

宿泊
尾瀬戸倉温泉

※パンフレットに掲載の写真はすべてイメージです。

おひとりさま 大人 11,900円
子供 10,900円 幼児 9,400円



新型コロナウイルス感染症対策として
●1人のガイドがご案内する定員を4名としています。ただし、ご家族の場合は増員可能です。
●ガイドは検温・手洗い・消毒などをこまめにし、体調管理に留意しています。
●ツアー参加の際、「健康チェックシート」のご提出をお願いいたします。
●発熱・体調不良の方は参加を控えてください。また、集合の際、スタッフが検温を実施します。
●ツアー中は基本的にマスクの着用をお願いいたします。ただし、野外で活動する際のマスク着用は必須ではありません。



尾瀬・戸倉の森自然体験プログラムコース紹介

尾瀬の美しさを堪能し、自然について体験しながら学ぶことができる1泊2日のプログラムを実施いたします。尾瀬の南麓に広がる**戸倉の森での自然体験**と、**尾瀬ヶ原のトレッキングツアー**です。お泊りは心も身体もあたたまる戸倉温泉郷です。



集合・室内プログラム実施場所
尾瀬ふらり館内 尾瀬ネイチャーセンター

【1日目】戸倉の森 自然体験 ●ご希望の体験を1つお選びください

A. ミズバショウ栽培



野生動物の食害により減少したミズバショウ群落の復元を目的に、ミズバショウの播まき、苗の植替え作業などを行います。
※季節によって作業内容が異なります
(例) 春：苗の植替え 夏：播種 秋：越冬準備

B. ヤマネ調査



巣箱やサーモグラフィカメラで、ニホンヤマネやネズミなどの樹上性小動物の生息の確認、巣材や食べ残し、糞などを採取して、生態を観察します。

C. 間伐作業



過密状態で育っているブナ植林地で間伐作業を行います。道具の使い方、間伐の目的、人と木が共にある地域の文化を学びます。

D. 会津沼田街道散策



大清水～ノ瀬間に残る上州と会津の交易を結んでいた道。巨樹が立ち並ぶ森歩きを通じて、歴史を感じ、森林浴を楽しみます。
(歩行距離：約4Km / 歩行時間：約2.5時間)
※大清水発着。距離・時間は調整可能

E. アロマ蒸留実験



植物には香りがあり、森林浴の効果があるといわれます。森を散策しながら、香りのする植物などを観察した後、蒸留実験をしてその秘密をさぐります。作ったアロマスプレーはお持ち帰り頂けます。

F. 草木染め



昔は植物から染料を取り出し、糸や布を染めていました。染色に使われていた植物などを森で観察した後、ハンカチの草木染めに挑戦します。作品はお持ち帰り頂けます。

夜の動物調査



夜間、ライトセンサスを用いて、ニホンジカなどの野生動物を探しに出かけます。夜行性の昆虫なども観察し、夜の気配に五感を研ぎ澄ます時間を過ごします。
《自由参加》
実施時間：19時～20時30分予定
※悪天候の場合は中止いたします

戸倉の森ってどんなところ?

「尾瀬国立公園」の尾瀬ヶ原・尾瀬沼の南麓に広がり、利根川水系の源流の一部にあたる水源の森です。尾瀬の自然を守る緩衝地帯で、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹や、戦後復興期に植林されたカラマツの人工林があります。この森のカラマツは尾瀬の木道にも使われています。国際的な制度であるFSC®の森林認証を取得しています。



【2日目】尾瀬ヶ原 日帰りトレッキング



本州最大規模の高層湿原である尾瀬ヶ原、これらを2000m級の山々が取り囲みます。美しい自然の魅力や歴史、その自然を次世代に残すための取り組みを、尾瀬ガイド協会認定のガイドが安全に楽しんで頂けるようにご案内します。

【コース】：鳩待峠～山ノ鼻～尾瀬ヶ原散策～山ノ鼻～鳩待峠

私たちがご案内します
尾瀬認定ガイド

尾瀬では美しい自然の魅力、歴史や自然保護の取り組み、暮らしの中に息づく文化があります。こうした魅力を、安全に散策しながら楽しんで頂けるように尾瀬ガイド協会に認定されたガイドが活動しています。

尾瀬戸倉温泉ご宿泊一覧

(宿泊地：群馬県片品村)

●ご希望の宿泊先をお選びください ※宿泊先のご希望がない場合は、こちらでご案内させていただきます。

① 旅館玉泉	② ホテル玉城屋	③ 尾瀬の宿いさ	④ ロッジまつら	⑤ 展望の湯ふきあげ	⑥ 戸倉旅館	⑦ 平人旅館
⑧ 温泉宿四季亭	⑨ マルイ旅館	⑩ 山の鼻荘	⑪ 旅館わかば	⑫ ヴィラ風花	⑬ シャレー尾瀬戸倉	⑭ 旅館山びこ
⑮ ふじや旅館	⑯ ペンションゆきみち	⑰ 尾瀬パークホテル	⑱ 尾瀬高原ホテル	⑲ 旅館みゆき		

戸倉の天然温泉は
お肌がスベスベになると
ファンも多い“美肌の湯”です♪



旅行日程 8月25日(水)～10月31日(日)の期間で1泊2日 ※最終出発日：10月30日(土)

旅行代金 おひとりさま 大人 11,900円・子供 10,900円・幼児 9,400円
※大人：中学生以上 子供：小学生 幼児：4～6歳の未就学児童

旅行代金に含まれるもの 1泊2食付 宿泊代・2日目 昼食代・保険代

集合場所・時間 尾瀬ふらり館 尾瀬ネイチャーセンター「12:00集合」
住所：群馬県利根郡片品村戸倉736-1 電話：070-2163-0707

- 各回最少催行人員2名 (定員4名 ※ご家族の場合は増員可能)
- 添乗員は同行しません。ガイドが1名同行し、解説をいたします。
- ご予約は**申込み順**とし、**定員になり次第募集終了**となります。

■お申し込み・お問い合わせ先
【旅行企画・実施】群馬県知事登録旅行業 第2-482号
東京パワーテクノロジー株式会社(グリーントラベル尾瀬)
〒378-0411 群馬県利根郡片品村戸倉761
国内旅行業務取扱管理者 伊藤 康人
■HP: <https://www.tokyo-pt.co.jp/oze/>

※詳しい旅行条件を説明した書面(旅行取引条件説明書)をお渡しいたしますので、事前にご確認のうえ、お申し込み下さい。

TEL:0278-58-7311/FAX:0278-58-7636

営業時間 9:00～17:00 [定休日 土・日・祝日]

申込時に1日目の
プログラムと
宿泊先の希望を
お伝えください

国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法12条の4による旅行取引条件説明書面および12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行に参加されるお客様は、東京パワーテクノロジー株式会社(以下「当社」といいます)と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

1. 旅行のお申込み方法と契約の成立時期

電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」)でお申し込みください。旅行契約は当社が予約の承諾をし、旅行代金を受領した時点で成立するものとします。

2. 旅行のお申込み条件について

- ①20歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。
- ②身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲以内これに応じます。なお旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

3. 旅行代金のお支払について

旅行代金は、別当社の定める日までにお支払いください。

4. 旅行代金について

「旅行代金」は、ツアーパンフレットに記載の金額となります。
「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

5. 旅行契約内容・旅行代金の変更について

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運転・料金改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行日から起算してさかのぼって15日目よりも前日までに通知します。

6. お客様からの旅行契約の解除について

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ②当社の責任とならないローンの取扱以上の事由に基づきお取消しになる場合も、下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- ④取消料がかからない場合は
 - (a) 契約内容に「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
 - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行実施が不可能になったとき。

21日目	20日目～8日目	7日目～2日目	前日	当日(開始前)	旅行開始後又は無連絡
無料	20%	30%	40%	50%	100%

※日帰りツアーにつきましては、11日目にあたる日以前の解除まで無料とさせていただきます。

7. 当社からの旅行契約の解除について

- ①申込み条件の不適合。
- ②病気、団体行動への支障をきたすとき。
- ③その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

8. 最少催行人員

各出発日2名
この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。

9. 添乗員等

添乗員は、同行いたしません。

10. 当社の責任及び免責事項

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

11. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の自己により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として国内旅行1,500万円入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金、15万円を限度(ただし、補償対象品1個又は一対あたり10万円を限度とします。)

12. 旅程保証

- ①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次のa、b、cに掲げる変更は除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第10項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - a. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む悪天候を含む天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 - b. 第6項及び第7項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
 - c. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- ②当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額は1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- ③当社が、本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第10項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額とお客様が返還すべき変更補償金の額との相殺した残額を支払います。
- ④当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

13. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により損害を被ったときはお客様から損害の賠償しなればなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・業務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 旅行条件基準日

この旅行は2021年7月1日現在を基準としております。

15. その他

安心してご旅行をしていただくため、本ツアーは国内傷害保険に加入しております。ただし、旅行中お客様の故意又は過失により生じた損害等はお客様にご負担いただきます。

16. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただき、ほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。※このほか、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただく場合があります。当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きの責任者です。旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明なありましたら、ご遠慮なく下記管理者にご質問下さい。

<旅行企画・実施>

東京パワーテクノロジー(株)
群馬県知事登録 旅行業第2-482号
(グリーントラベル尾瀬)
群馬県利根郡品川村戸倉761
TEL:0278-58-7311
FAX:0278-58-7636
国内旅行業務取扱管理者 伊藤 康人